

1	計画の策定経過	1
2	ワークショップのまとめ	7
3	用語の説明	21

1 計画の策定経過

■計画の策定経過

日程	項目	内容
平成17年8月18日	第1回 地域福祉計画策定検討委員会	1. 地域福祉計画策定指針について 2. 泉南市地域福祉計画策定業務について 3. アンケート調査について 4. その他
平成17年8月25日	第1回 地域福祉計画策定委員会	1. 地域福祉計画策定について 2. アンケート調査について 3. その他
平成17年9月17日 ～30日	市民アンケート調査	泉南市社会福祉協議会と共同で、市民に対するアンケート調査を実施。 対象：本市に居住する20歳以上の市民を2,500人抽出 調査方法：配布・回収共に郵送法
平成17年11月22日	第2回 地域福祉計画策定検討委員会	1. アンケート調査報告書について 2. 住民懇談会のスケジュールについて 3. その他
平成17年11月25日	第2回 地域福祉計画策定委員会	1. アンケート調査報告書について 2. 住民懇談会のスケジュールについて 3. その他
平成17年12月～ 1月	地域福祉に関する住民懇談会（ワークショップ）の開催	第1回：地域のよいところ探し、課題発見ワークショップ・・・4地域 第2回：こんな福祉のまちにしたい検討ワークショップ・・・4地域
平成18年3月24日	第3回 地域福祉計画策定検討委員会	1. 泉南市地域福祉計画策定に向けてについて 2. 平成18年度業務スケジュール(案)について 3. その他
平成18年3月28日	第3回 地域福祉計画策定委員会	1. 泉南市地域福祉計画策定に向けてについて 2. 平成18年度業務スケジュール(案)について 3. その他
平成18年7月28日	平成18年度 第1回 地域福祉計画策定検討委員会	1. 泉南市地域福祉計画の枠組み、他事例について 2. 第1章及び第2章 3. 関連計画等にみる地域福祉の分野別課題と方向について 4. その他
平成18年8月3日	平成18年度 第1回 地域福祉計画策定委員会	1. 泉南市地域福祉計画の枠組み、他事例について 2. 第1章及び第2章 3. 関連計画等にみる地域福祉の分野別課題と方向について 4. その他
平成18年10月17日	平成18年度 第2回 地域福祉計画策定検討委員会	1. 泉南市地域福祉計画基本的な考え方について 2. 泉南市地域福祉計画展開方向について 3. その他

日程	項目	内容
平成18年10月30日	平成18年度 第2回 地域福祉計画策定 委員会	1. 泉南市地域福祉計画基本的な考え方について 2. 泉南市地域福祉計画展開方向について 3. ボランティアや地区福祉委員会活動等に関する調査報告について 4. その他
平成18年12月22日	平成18年度 第3回 地域福祉計画策定 検討委員会	1. 泉南市地域福祉計画素案について 2. その他
平成18年12月26日	平成18年度 第3回 地域福祉計画策定 委員会	1. 泉南市地域福祉計画素案について 2. その他
平成19年1月5日 ～2月6日	パブリックコメント手続き の実施	泉南市地域福祉計画素案について広く市民の意見を募集するため、市のホームページに掲載するとともに、情報公開コーナー及び生活福祉課の窓口での閲覧や資料の配布を行いました。意見については1件もありませんでした。
平成19年2月14日	平成18年度 第4回 地域福祉計画策定 検討委員会	1. 泉南市地域福祉計画素案について 2. その他
平成19年2月20日	平成18年度 第4回 地域福祉計画策定 委員会	1. 泉南市地域福祉計画素案について 2. その他

泉南市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、地域住民、地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図ることを目的として、泉南市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため泉南市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

(1) 計画に関する調査研究

ア 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

イ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

ウ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、本要綱に定める目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、地域福祉に関し、見識を有する市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成17年8月25日から平成19年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に、会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 第1回委員会の会議の招集は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、生活福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

■泉南市地域福祉計画策定委員名簿

分野	氏名	所属
学識経験者	○渡 辺 一 城	天理大学人間学部
地域福祉団体の代表者	佐々木 真 人	身体障害者福祉会
//	西 浦 洋 子	障害者（児）親の会
//	池 田 淳 子	泉南のぞみ会
//	山 下 昭 往	民生・児童委員協議会
//	滝 本 美津代	社会福祉協議会
//	◎上 林 良 一	人権協会
//	松 下 高 男	老人クラブ連合会
//	竹 岡 正 智	区長連絡協議会
保健・医療・福祉施設等の代表者	長 束 皓 司	泉佐野・泉南医師会
//	川 勝 光 子	社会福祉法人 大阪府済生会 泉南特別養護老人ホーム
//	道 脇 浩 司	社会福祉法人 せんわ
//	油 田 学	社会福祉法人 長寿会
//	堀 哲 明	医療法人 聖心会
一般参加（公募）	松 本 啓 子	市民参加
//	浅 山 義 文	市民参加

注)平成17年8月現在 ◎は会長 ○は副会長

泉南市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 泉南市地域福祉計画を定めるに当たり、本市の地域福祉の計画的な推進を図るため、泉南市地域福祉計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

- (1) 泉南市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 市民ニーズ及びワークショップからの課題の検討に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本要綱に定める目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、生活福祉課長をもって充てる。

2 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ定める者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めた時は、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、生活福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

■ 泉南市地域福祉計画策定検討委員名簿

部 課 名	所 属 役 職 名
総務部	政策推進課長
市民生活環境部	商工労働課長
健康福祉部	生活福祉課長
//	高齢障害介護課長
//	子育て支援課長
//	国民健康保険課長
//	保健推進課長
//	福祉施設課長
都市整備部	施設管理課長
//	都市計画課長
人権推進部	人権推進課長
//	同和政策課長
教育総務部	生涯学習課長
教育指導部	人権教育課長

注)平成18年4月1日現在

2 ワークショップのまとめ

市内4地域での各2回のワークショップから、各地域別、グループ別での検討結果に基づき、「地域の生活課題」「よいところなど地域資源」「こんな福祉のまちにしたいー地域の取り組み」「こんな福祉のまちにしたいー行政と地域との協働の取り組み」「こんな福祉のまちにしたいー行政への要望」のテーマ別に、各グループの共通項でまとめています。

西信達地域 ・ ・ 4グループで検討

■地域の生活課題

<p style="text-align: center;"><場所の不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域で集まれる場所が不足 ● 子どもたちが安心して遊べる場所が不足 	<p style="text-align: center;"><快適環境の確保-住民マナーの向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公園の環境を快適に（落書き、トイレ、ゴミ、草） ● 犬のフンの始末 ● 路上の駐車違反
<p style="text-align: center;"><交通環境の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ● JR砂川駅から市役所までの整備 ● 通勤・通学時に改札口が不足 	<p style="text-align: center;"><安全性の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域のセーフティネットが不十分 ● 子ども110番の家で機能を果たす家があるのか
<p style="text-align: center;"><広報・情報の提供、相談体制の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公園ができて知られていない ● 各施設のPR ● 「あいびあ」は高齢者が利用する施設と思いきこんでいる人がいる ● 困った時にすぐ相談できる人 ● 個人情報保護法の運用についての問題 	<p style="text-align: center;"><保健・医療・福祉サービスの充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療体制の整備（24時間診療の小児科）
<p style="text-align: center;"><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもは幼稚園から中学校まで11年間同じ仲間とつきあうことになり、弱い子はずっといじめられる。 	

■よいところなど地域資源

<p style="text-align: center;"><子育て支援活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援センター活動 ● 育児サークル活動 ● 地域協議会主催の「ふれあいフェスタ」 ● 子どもの安全パトロール 	<p style="text-align: center;"><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中での人との結びつきが強い ● 自然が多い ● コミュニティバスが便利 ⇔ 市役所行きが遠回りで不便
--	---



■こんな福祉のまちにしたいー地域での取り組み

<安全に、安心して暮らせるまち>

- 子どもの帰る時間に合わせて、パトロールを兼ねて犬の散歩を行う
- せめて隣組の子どもには声をかけるよう、心がける
- 子ども達の登下校時の見守り
- 登下校時になるべく表に出て声かけをする
- 子ども達を守るために、地域全体で取り組めることを話し合う場をつくる
- 地域の多くの人が学校に入って活躍できる場をつくる
- ひとり暮らし、老夫婦世帯の見守り、高齢者の見守り
- 子育ての方々の支援
- 暗くて寂しい路地に街灯をつける
- 防犯ベル使用の徹底
- 子ども110番の家は、子どもが避難しやすい家に

<ふれあい・交流のあるまち>

- あいさつ、声のかけあい
- 地域内の交流を活発にすることが、子どもの安全を守ることになる。そのため、一部の役員だけでなく、より多くの人に参加してもらおうように考える
- 地域での行事（運動会、発表会、祭り、盆踊り等）で交流の場を設ける
- 地域での子ども行事、交流会
- 地域でお互いの顔を知り合うことが第一歩であるため、行事への参加を呼びかける
- お手玉、竹トンボ、ビー玉等昔の遊びを子ども達に伝える
- 子どもに昔の話をしたり遊びを教え、交流を密にし顔なじみになる

<環境の美化>

- 自分の住む地域の美化活動を子どもから高齢者まで、自分達のできることをする（清掃、草刈り等）
- 地域を花でいっぱいにする

■こんな福祉のまちにしたいー行政と地域との協働の取り組み

<安全に、安心して暮らせるまち>

- 放課後の子ども達の見守りを地域で行うためのシステムづくり。場所・人等行政がコーディネートし、地域が協力
- 地域パトロール隊
- 地域ネットワークの創設・・・徘徊高齢者の発見等

<ふれあい・交流のあるまち>

- 交流への参加等行政の働きかけ
- 交流を深める行事の開催
- 公民館の活用法・・・高齢者の健康対策、簡単なストレッチ等
- 地区の新聞の発行
- 古い地域と新しい地域の話し合いの場

<環境の美化>

- 美化活動・・・月1回クリーン作戦を開始
- 犬のフン、ポイ捨て等、子ども達からスロ－ガンを募集し、看板を立てる

■こんな福祉のまちにしたいー行政への要望

<安全に、安心して暮らせるまち>

- 危険場所などの見回り
- 夕方の主婦の忙しい時間帯のパトロール
- 学校で子どもと大人の交流を図る。その際の警備
- 高齢者、障害者が外出しやすい環境（バリアフリー化）
- 歩道上の駐車問題
- 公民館に洋式トイレを

<ふれあい・交流のあるまち>

- 地域ふれあいの行事作りのサポート
- ふれあい・交流をコーディネートする人材の養成
- 市役所の出張所
- 民生委員児童委員の選出

<環境の美化>

- 公園や河川に立て看板を
- 浜のゴミの処理

■地域の生活課題

<場所や施設の不足>

- 近くに公園がない
- 公園遊具の整備が悪い
- 青少年の森や市民の里などの整備と利用促進
- 子どもたちが安全に、安心して遊べる場所が不足
- 買物が不便、雑貨を手に入れるのが不便
- 公共施設を利用しやすく（借りやすく）する

<快適環境の確保-住民マナーの向上>

- 公園が汚い（ゴミ、フン、ガラス）
- 団地内の空き地の管理
- 犬の飼い方のマナーが悪い
- ゴミ出しのマナーが悪い
- 池の中にゴミが捨てられている
- 道路の違法駐車が多い

<交通環境の整備>

- 交通の便が悪い
- コミュニティバスが一方通行で不便、回数が少ない（現在1日4回）
- 駅のバリアフリー化
- 新家駅前の交通整備
- 車いす等安全通行できる歩道がない
- 歩道がベビーカーで歩きにくい（幅が狭い、電柱、ガタガタ）

<安全性の確保>

- 防災ネットワークができていない
- 夕方、子どもに帰宅を促す放送を
- 子ども達にとっての危険か所のマップの作成・配布
- 街灯が少なく街が暗い

<保健・医療・福祉サービスの充実>

- 市内に産院、小児科がない
- 学童保育が不十分

<広報・情報の提供、相談体制の充実>

- 個人情報保護法による情報共有の難しさ
- 各種団体、行政、社協等横のつながりを密に

<高齢化>

- 若い人が少ない
- ひとり暮らし高齢者等高齢者世帯が増加
- 認知症高齢者の増加と居場所の不足
- 高齢者のみ世帯の把握が難しい

<その他>

- 地元の人と外から来た人との交流が少ない
- 地区福祉への関心が低い
- ふれあいサロンの役員の人数が少ない。協力委員が出ない

■よいところなど地域資源

<子育て支援活動>

- 子育て支援センター活動
- 育児サークル活動
- 子育てサロンの開設
- 子どもの安全パトロール

<福祉活動>

- 高齢者サロンが充実
- 小地域ネットワーク活動が盛ん
- 子育てや福祉など無料の講習会

<その他>

- 自然が多い
- 祭があるので、話をしたことがない人とも話ができる
- 小学校児童のあいさつ



■こんな福祉のまちにしたいー地域での取り組み

<地域での交流と支えあうまち>

- 高齢者と子ども達とのふれあい・・・おもちゃ作りや将棋
- 子育てサークル、サロンでの高齢者との交流（老人会など）
- 地区福祉委員さんによる子育て支援
- となり近所の声かけ、見守り
- 個別援助
- 男性高齢者の社会参加
- 認知症高齢者の徘徊ロードの確立
- 福祉への関心を高める
- 子ども会活動の充実
- 地域での行事を増やす・・・盆踊り、運動会等全員参加型

<身近な事柄を中心に！>

- 自治会が機能を果たす、身近な関係になる
- 各団体とのかかわりを考える。自治会・PTA等
- 個人々が他人に迷惑をかけない生活をする。ルールを守る
- 各人がせんなん福祉新聞、せんなん広報に関心をもつ
- 身のまわりの障壁を点検しよう（路に駐車など）
- 引きこもりがちな老人を外へ連れ出す
- 身近なことから考えたい、例：ゴミ、路上駐車
- 期待するなら自ら参加する
- 子どもの安全パトロール用の蛍光ジャンパーを、買い物時等の主婦にも着用を！
- （安全パトロール）買い物かごに取り付ける「パトロール中のステッカーのたくさん利用

<皆が安心して暮らせるまち>

- 近所で声かけ親睦を図り、一人暮らしになっても安心できる地域
- 一人一人がもっと自覚をもてるように地域会合を活発にする
- 昔の様に隣組、隣近所の交流を活発にしたい
- 子どもが安全に遊べる公園。大人や親が見守る体制づくり
- 子どもが安全で遊べる場所が少ない。公園の整備
- ペットの散歩のマナーが悪い。各自が注意する
- 先輩の方（男性）になるべく参加できる行事がほしい
- 登下校の子ども達を見守り
- 「5時です家に帰りましょう」などの放送をかける
- 各区の人による安全パトロールの推進
- 子どもと住民のあいさつ運動の強化
- 各戸の垣根の道路へのはみ出しをなくしたい（歩道）
- 各戸の門灯をけちらすつける
- 高齢者・障害者の把握と避難救助の連携
- 災害発生時対策。隣近所、自治会単位のつながり
- 発生情報、安否の確認連絡
- 防災訓練の実施、日常の対応はどうか
- 交通マナー遵守。学校で家庭で交通マナー教育
- 自転車、夜ライトの点灯
- 持ち主は空き家の管理

■こんな福祉のまちにしたいー行政と地域との協働の取り組み

＜地域での交流と支えあうまち＞

- 公の場開放（学校、空き教室の利用等）
- 災害時のネットワーク
- 防犯パトロール
- 子ども達だけでは遊ばせることできない。防犯対策
- 子どもが安心して遊べる公園の充実。遊具の点検、掃除等
- 認知症予防の啓発
- 社会的弱者の居場所づくり
- 子育てサークルと老人会の交流をふやす（隣近所との交流につながる）

＜身近な事柄を中心に！＞

- 掲示物（板）は常に新しく
- 町全体が暗いので、街灯を増やして欲しい

＜安全、安心なまち＞

- 防災対策、水道・電気・食料の対応
- 支援者・避難者・負傷者・緊急対策は
- 情報の伝達はどうか
- 防災・防犯等危険予知対策
- 交通安全運動
- 防犯委員の地域との連携

＜皆が安心して暮らせるまち＞

- 駅周辺の活性化。夜道が危ないため
- 駅周辺の車の混雑の解消
- ライフ跡地の活用
- ゴミの出し方。カラス・ノラ猫対策
- 災害時避難場所に防災用具を常備
- 住宅周辺の駐車、出来るだけガレージに入れ、道路を広く緊急時に備える（違法駐車が多い）
- 街灯やゴミ箱、花がほしい
- 子育てサークルをもっと増やして、隣近所にどんな子どもがいるのか知っていると、防犯・声かけになる
- 教育委員会へ呼びかけ。各学校でもっとあいさつ運動を広げる（きちんとあいさつできる子どもは狙われにくい）
- 地域と学校との連携が地区ごとに違っている
- 自転車の乗り方指導
- 小地域で行政と協力して危険箇所を調査
- 安心して買い物ができる場所（地元の野菜等）

■こんな福祉のまちにしたいー行政への要望

＜地域での交流と支えあうまち＞

- 行政のリーダーシップとやる気
- 青少年の森や市民の里の整備
- 各地区の公民館が気軽に使えるように

＜身近な事柄を中心に！＞

- 市の広報にも身近な問題を取り上げ、住みよい街のPRを
- 各自治会、区に働きかけをしてほしい。例えば、学童保護、独居老人の見守り

＜皆が安心して暮らせるまち＞

- 総合市民病院（特に産婦人科、小児科）の整備
- 違法駐車取締り強化
- 街灯の整備
- ゴミの収集時間の規則化
- コミュニティバスの増便、車いすの人も利用しやすいバスに
- コミュニティバスの停留所の屋根の整備
- 駅のバリアフリー化、エレベーターの設置
- 道路の整備とバリアフリー化
- 車イスやベビーカーが通りやすいように、歩道を広く段差のない道づくり
- 防災無線
- 火災や災害など放送する放送設備を作って、管理・使用方法を決める
- パトロール隊の巡回
- 地震・火災発生時の避難場所マップ認識
- 警察と地域のネットワーク
- 危険な所の点検

一丘地域・・・5グループで検討

■地域の生活課題

＜場所や施設の不足＞

- 公的施設が市役所の周辺に集中しているので、山手にも持ってきて・・・市役所の出張所や図書館の分館
- 銀行窓口がない
- 子ども達の遊び場がない ⇨ 子どもの遊び場が多い（一丘）
- 公園の整備ができていない ⇨ 公園が増えた
- 夏になると草が茂って公園で遊べない

＜交通環境の整備＞

- JRの線路を境に、移動できる踏切が少なく困る
- 交通手段が少ないため、高齢者の買い物や外出に不便を感じている人がいる
- 道路事情が良くない。計画道路を早く作ってほしい。一丘⇨新家
- 南海線までに出るのが不便
- 公民館の駐車場が狭い
- いずみ台より奥地域の交通事情
- 新家駅の踏切がどうかにならないか。踏切を高架にしてほしい
- 新家駅前に点字ブロックがない
- 和泉砂川駅、樽井駅から公共施設までの経路（歩道）の整備
- 大きな植木の周りのコンクリートがデコボコで、つまづく時がある。危ない
- 歩道の整備が悪く危険（狭い、少ない）
- 不法駐車が多く、緊急時に困る
- 通園・通学路の整備・確保
- 保健センターや市役所が駅から遠い、バスも少なく不便
- コミュニティバスの増便、巡回ルートの見直し
- 自宅のフェンスより外に植木が出ている家があり、困っておられます

＜広報・情報の提供、相談体制の充実＞

- 65歳以上の一人暮らしの情報が入りにくい
- 社協の行事が住民に知られていない
- 公園、行事などをすべてまとめて子どもでもわかる一冊のチラシにしてほしい
- 掲示板の充実。新しい情報を常に掲示
- 市や公民館の催し、サービス情報の提供

＜快適環境の確保＞

- ゴミの捨て方（川、道路へのポイ捨て）
- 自転車の乗り捨てが多い（放置自転車）
- 犬の散歩時のフンの始末がされない
- ゴミ出しのマナーが悪い
- ゴミをあさるカラス対策

＜安全性の確保＞

- 各住宅街の廃屋や空き家の存在
- 一丘中学校区内で、防犯の面で、朝の見守りとかで、新家地区の方達に呼びかけにくいところがある
- 防犯パトロールの薄さ
- 街灯が少なく暗い
- 夜間巡視の強化（子ども不良化）、スーパーコンビニ等
- 一丘小学校の裏門の所に痴漢が出没
- 公共施設等のアスベストの調査
- 公共施設の耐震診断
- 避難場所の設定と広報
- 災害時の避難マニュアル（ひとり暮らし老人の救出など）

＜保健・医療・福祉サービスの充実＞

- 市の親子参加の行事を増加してほしい（子どもは、幼児・乳幼児が参加できる行事）
- 夜間医療（小児）、市民病院の整備
- 産婦人科、小児科が近くにない
- 障害者のグループホーム用に住宅を貸してもらえない
- 短時間の子どもの預かり、公・民いずれでも

＜高齢化＞

- 高齢者をもっとボランティア活動に
- 特に新興住宅地では、元気な高齢者の行き場がない
- 高齢者問題は高齢者で支えており、次世代へのつながりが薄い

＜その他＞

- 一丘住民に関わる問題を、チームで解決したり受け入れる組織（自治会？）が見えない
- 一丘地区としてのまとまりがなく、助け合いの組織がほとんどない
- 団地で家に閉じこもりがちなのは近隣とのつきあいがなくなりやすい
- 駅前の清掃ボランティアさんの減少

■よいところなど地域資源

<子育て支援活動>

- 地区福祉委員会活動（高齢者や子どもの見守り等）
- 子育てサロン
- 子どもの安全パトロール
- ボランティアによる学校でのお話会（授業時間）

<その他>

- 地区内でのつながりが強い
- 畑が多いので空気がきれい
- 緑が多い
- 公園や散歩などのコースが多い
- 自動車文庫が回ってくる
- 祭があるので、話をしたことがない人とも話ができる
- 小学校児童のあいさつ

<福祉活動>

- 高齢者サロンが充実
- 世代間交流
- 地区福祉委員会組織の協力体制
- 高齢者への配食
- 作業所（デイセンターせんなん）の行事などで、ボランティアの協力が多く
- 民生委員児童委員協議会でひとり暮らし高齢者へのおせち料理の配食



■こんな福祉のまちにしたいー地域での取り組み

<地域での交流と支えあいー児童>

- 小学校区内で日頃より「何らか」のつながりをもつ
- 高齢者で健康な方が子ども達の行動を、散歩等のついでに見てあげる
- 集会場等を使ってお年寄りのおしゃべりの場に、子ども達もそこで遊べるようにする
- 小学生と老人会メンバーのゲートボール、しめ縄づくり
- 幼稚園のもちつき行事、運動会等に参加
- 登下校時に散歩や掃除で見守る

<地域での交流と支えあいー高齢者>

- 閉じこもり対策。老人クラブへの加入のお誘い
- 閉じこもり対策。ゲートボール、グランドゴルフ、スカイクロス（不十分）等の活発化

<地域での交流と支えあいー全世代>

- 季節の行事等を活発にして交流を図る
- 日常的に「声かけ」を心掛ける
- 緑豊かで安全な公園（児童公園だけじゃなく）
- 地域が「見える」立場で考えものを言う
- 人的、物的資源を有効につなぐ（老人会、自治会）

<安全性の確保>

- 地区ごとで巡視検討

■こんな福祉のまちにしたいー地域での取り組み

<地域力の向上>

- ゴミの捨て方（川）道路にゴミや空き缶のポイ捨て。→環境問題などを各自真剣に考える
- 福祉、防犯（防災）は代表者（委員）や組織（委員会）に委せない。リーダー推進役
- 各自治会で主体的・継続的に取り組んでいく
- ご近所の底力。仲よく、助け合い、守り合う日常の付き合いが肝要（ゴミや嫌がることをお互いに出来ること）
- 子ども育成の会を地域全体で取り組む（特に親）。子ども安全社会、レクリエーションなど友好のつどい
- 何でも行政に依頼は？地域のことは地域で考える社会づくりが必要と思う
- 子ども会、青少年会、保護者（父母）会、高齢者の会。積み重ねの会を

<利便性・快適性の向上>

- 老人の増加にともない、スーパー等減少にともなう不便対策。→宅配、買った荷物の配達などしてくれる商店で買物する
- 各地区での問題点等の再確認。→検討（道路等の環境）
- 公園等のより有効利用のあり方に？ふれあい広場としての活用方法の研究
- 不法駐車については、個人の責任です。又地域で話し合う必要あり
- 駅前の清掃は、各地区の自治会費等を出し合って、年に何回かはシルバー人材センターに依頼しては

■こんな福祉のまちにしたいー行政と地域との協働の取り組み

<生活の利便性の向上と地域の活性化>

- 高齢者が巡回バス等で日常の買い物ができるようにする
- バスの巡回を区を区間として、1日4回ぐらゐを廻ってもらえると良い。目的地に行くまでに時間がかかりすぎる
- 空き店舗を利用して、障害者の人が働けて、高齢者の趣味の物等売れるような店
- 公的な小規模多機能が欲しい
- 好きな時に自由に集える場所を増やす
- 新家の山手地区への公的サービスを考える（出張所）
- 新家駅のバリアフリーを考える
- 今日のような話し合いの場を、最低月1回は持つ
- 商工会の（宅配）まごころ正太君の情報をもっと判りやすく知らせて欲しい！
- 店別マップの作成
- 障害があっても安心して利用できる、民間のスポーツ施設、レストランなど。従業員の理解の徹底。座席・通路の優遇

<環境の整備>

- （道路等の環境）各地区の役員（代表）との再確認及び検討
- 道路、公園等公共施設の地域とのかかわり方の研究が必要
- 出す人は時間を決めて出す。ゴミの収集は時間をずらさず来てほしい
- ゴミの不法投棄、犬のフンの処理、川の汚染問題

<安全性の確保>

- 通園・通学に対する子ども達の安全対策→保護者、ボランティアだけでなく、役所の外回りの仕事を下校時間に合わすなどの対策をとる
- 巡視検討。車輛等の利用放送等
- 警察と行政で取り組んで欲しい、パトロール等。住民も協力する（中学の通学路が危ない）

<子育て支援>

- 子どもの教育はまず母親の教育から始めなければならないと思います。女子の教育は大切です
- 子育て支援において、その道の専門の人に行政より専任していただいて、我々も共に勉強しつつ母親にも考えてもらいたい

■こんな福祉のまちにしたいー行政への要望

<サービスの充実>

- 財源を理由にサービスをカットしないで欲しい
- 税の使途を福祉優先に
- 財源がないと問題を後回しにしないでほしい
- 一丘地区は出入りも多く近所の付き合いも少ないこともあり、一人暮らしの人がいてもわからない場合が多い。情報公開の法もあるが、もう少し出して欲しい
- 夜間ケアのサービスを設けて欲しい
- 高齢者の健康で、スポーツセンター必要、交通手段（バス等）整備
- いつも安心できる医療機関を（休日開業、良医を）。小児科医、市民病院の開設
- 介護保険外での高齢者の集える場（まちかどデイサービス等）増量
- 不妊治療の費用は保険を適用して欲しい
- 妊婦は救急車を使用できないのですか？又スーパーや公的な場所では車イスの方と同様に妊婦の人も使用できるような配慮をしてほしい

<交通環境の整備>

- バスの増便。もっと利用しやすいように
- コミュニティバスの増便、路線、停留所の増設
- 新家駅前の踏切が車も人も大変危ないので、立体交差や信号等対策を考えて欲しい
- 団地内の道路補修・舗装等
- 道路、特に歩道整備が必要。公的（駅前等）駐車場の整備
- 新家駅に快速の停車
- 駅前や駅のバリアフリー化

<安全の確保>

- 巡視強化。警察への依頼
- 学校下校時安全確保の為、警備会社と契約を
- 環境ホルモンによって男性の精子が左右されるそうです。食の問題でもあります。子どもの給食も今一度考える必要があるようです。カロリー計算だけでなく、安全で安心して食せる品々を

<交流の促進、その他>

- 世代交流会の補強の行政指導の強化

<その他>

- 税金の集め方を平等に。納めるべき人には確実にとりたてる

泉南地域・・・6グループで検討

■地域の生活課題

<場所や施設の利用>

- 運動場の無料化
- 公民館は団体の場合は無料に
- 公民館窓口の対応が悪い
- 子どもを連れて気軽に出かけられる場所が少ない
- 子育て中の方が安心して集える公共の場がない
- 公共施設といいながら、使用料が高く優先順序があって借りにくい
- 公園が少ない
- 公園が草等生い茂り、中学生などのたまり場になり小さい子どもを遊ばせるのが不安
- 老人集会所等を共用できるようにしてほしい
- 障害をもつ子ども達が安心して集える場がない
- 知的障害のため、体力があります。そのため体を使ってストレスを解消させてあげたいのですが、自由に使えるグラウンドや公園がないのが残念です
- 学校や幼稚園の空き教室を利用した、老人の集まる場があればいい

<快適環境の確保>

- 樽井区民センターの掃除をもう少し丁寧にしてほしい
- 歩道が整備されていない為、老人の方や小さい子が歩きにくい。歩道の看板も邪魔になっているようです
- 川が汚い
- 海や山、自然が美しいのに…ゴミが多いことが悲しい
- 公園など遊びに行っても、犬のフンやゴミがたくさんあり、あまり行く気になれないです
- 公園があるけど民家があり、ボールが入るとか言って、家の方に注意されて遊べない状態
- マナーが悪い。ペットの飼い主(犬のフン、散歩のさせ方)、車の駐車
- 夜街灯が少ないので歩くのが怖い
- パチンコ店、AVビデオショップ等が子どもの通学路に多くあるのが不満
- 公園でのイヌの遊ばせ方には困って居ります。子どもの遊び方も悪いです
- ごみ収集の時間の問題。ごみ収集日以外に他の地域の方が置いていく
- 牛小屋が近くにある為、悪臭が強く困っている
- 今後のアスベスト問題

<交通環境の整備>

- 鉄道以外の公共交通機関の不備
- 生活道路の整備。新家駅前、和泉砂川駅前
- 駅近辺の道路状況(路上駐車、新家駅の交差点等)
- 道が狭く自転車で走りにくい、歩行者が歩きにくい
- コミュニティバスの運行範囲や便数等の検討

<安全性の確保>

- 小学生の登下校を安全にすること
- 通学路が遠い所の子どもさんは、行き帰りが車や色々な面でキケン(心配)
- 泉南高校生の通学路が道いっぱい歩いて来る。小学校通学の時間と重なり危ないので注意してほしいと思う。20年前にも学生が死角で事故が起きたけど、今も同じ状態です

<広報・情報の提供、相談体制の充実>

- 医療機関の情報が欲しい…(他府県から転居してきた方の意見)
- 地域福祉に関して、あまり良く分からない。もっと多く様子を知らせてほしい

<子育て支援>

- 子どもが遊んでいない
- 近所づきあいどころか、近所が存在しない
- 夕方の時間を知らせるチャイムがあればよい
- 土曜や長期休暇に子どもの集まる広場(サークル)などがあったら…と思う
- 高校生のマナーが悪い。幼稚園の前を10人くらいでタバコを吸いながら歩いている。ほとんど毎日のように見かける
- 安心ネット、もっと市民に開かれるべき
- 安全パトロール員に登録されている方が、まだまだ実際動きに参加されていない。一人一人できることを少しずつ出し合えばもっと効果が上がる

<保健・医療・福祉サービスの充実>

- 休日・夜間診療の機関がない
- 高齢者に対し、一人暮らしに対してはいろいろ言われるが、同居の場合あまり聞かれない。立場が違うと思うのですが、何か援助の方法はないでしょうか？
- 知的障害者のグループホームへの偏見。賃貸住宅をなかなか借りられない

■地域の生活課題

<交流>

- 祭が地域をつなげている部分もあるので、祭で終わらず、縦の関係を他の部分にも広げてほしい
- 婦人会とかなくなり、中年のおばさんと若いお母さんとの接点がなくなり、お互い生活しにくくなっている
- 働いている人が多いせいか、保護者同士の関わりがない
- 地元の歴史慣習が引きつがれていない
- 隣組の中にも高齢者が多く子どもと別居のために、あまり話し合える機会が少なくなった
- 地域の色々な活動状況がなかなか見えてこない
- 地域のつながりをもっとほしい(樽井)。浜地区は運動会等地域でいろいろやっている
- 一人暮らしになって淋しい思いをしているお年寄がいる

<福祉活動、地域活動>

- 男里地区の母子福祉会に協力してほしい
- 地域の婦人会がなくなり、ボランティア等に多くの方々の参加をお願いしたい
- 社協・民生とか役員だけでなく、一般に広めていく方法。身近にもっとボランティアに参加してもらえないか、見守りとかパトロール
- 地域住民の参加率が低い(清掃活動、溝掃除等)
- 地域の各種役員になり手が無い

■よいところなど地域資源

<子育て支援活動>

- 子育てサークルのおかげで友達がたくさんできました
- ひだまりなどの子育て支援は充実している
- 徐々に子育て支援が広がっています。もっとPRしていきたい
- 子どもが参加できる講座が多い
- 就園前の子連れで参加できる催しがある
- 安全パトロールは自発的に、個人で、地域のグループで活発に行われている
- 地域ぐるみで子ども達への声かけ運動が活発
- 変質者などが出ると、メールで知らせてくれる

<自然>

- 美しい自然に囲まれている…海・山…空気がキレイ…(大切にしていきたい)
- “わいわい村”のように、素敵な体験ができる施設がある(但し、使用料が高い)

<その他>

- 老人集会所が無料
- 街灯が充実
- デイサービスが多くて利用しやすい、心強い

<福祉活動、地域活動>

- 個人グループで市役所、中学校の周りに花を植えて下さったりしている
- 鳴滝地区では文字を十分に分からない高齢者の方達に、識字教室をつくっていただき、私もお世話になって10年になります。何時もありがたいと感謝いたしております

<交流>

- お祭など幼稚園・小学校の世代間交流がある
- 水なすの会さんなどのグループで、子ども達に竹細工や昔の遊びなどを教えて頂けて子どもが喜んでいる
- 地域の各クラブ活動が多い
- 幡代では老人65歳以上の方のふれあいフォーラム。幼稚園・小学校単位の老人とのふれあいフォーラム等世代間交流が年2回位行っている
- 地域交流で、老人会の方と障害者がゲートボールを楽しめてよかった
- 年に一度障害者スポーツ大会を開いて頂け、活動の場があることが良い
- 保育所・幼稚園・小学校・中学校のみなさんと、交流を持てること等の機会が多い
- 市民農園での異年齢の方との交流



■こんな福祉のまちにしたいー地域での取り組み

<高齢者や障害者が安心して過ごせるまち、安全なまち>

- 近所の一人暮らしの高齢者の方には、できる限り声かけをする（見守り…雨戸が開いているか、夜部屋に電気がついているか）
- 障害者施設や高齢者施設等との交流や、その施設において何らかのイベント的なものを開催する
- 地域でラジオ体操をする場所を作ってほしい
- 小学生を校門まで車で送って来る母親が多い。台風以外は止めてほしい。事故が起きてからでは大変ですよ！！
- 災害を想定して避難訓練。一人暮らしの人への声かけ
- 安全パトロール員…毎日参加が無理な方、自由参加では来ない。責任感を持つためにも曜日や日にちで割り振りすれば良いのでは？
- 自主防災会の活動活性化
- 防犯は明るい街から。各自門灯をつけ地域ぐるみで意識を高める
- 一人暮らしや老々世帯の実態を知る
- 福祉委員会や民生委員で高齢者世帯をくまなくつかむ
- 一人暮らしの声かけや訪問して話を聞く、電話で留守を確かめる
- 高齢者をあらゆる団体によってささえる
- 小さい隣組単位での支え合い。日常の見守り（行事・イベント等）
- 安全・安心という視点で地区の見まわり活動に集中したい。しかも、子どもからおとしよりまで→その他地道な取り組みから、住んでよかった鳴滝地区とみんなと言えるように→各種団体の総合力で

<高齢者がいきいき過ごせるまち>

- 企業や商店で、退職後の方をうまく活用する
- シルバー人材センターの広報と活用
- 集まれる場を作る（サロンや趣味の会）、お客さんにしない
- 今まで生活して来られた知恵を出していただく場を作る（生活・料理・子育て・仕事等）

<みんなが住みよいまち>

- 住みよい町づくりのための研修を数多く行うことが必要である
- 歩道へ乗り上げての駐車をしない。またゴミ箱、鉢植え、荷物など歩道へ出さないように
- 犬の散歩はマナーを守ってください
- しつこいセールスは、自治会に報告

<交流のあるまち>

- 地域でラジオ体操をする場所を作ってほしい
- 子どもが語り合う場所、遊ぶ場所等。場所を決め居心地のよいその場所に自然に足が向いていく環境をつくるのが大事だと思います
- 隣近所と仲よくする事が地域の交流を活発にする
- 大人、子ども、誰にでも声をかけ日頃から顔見知りになると、何かあった時すぐにわかる
- 地区老人集会所の活用（下校後の子ども、高齢者が集えるよう）
- 自治会で出来ることは、住民の交流を活発に、隣り組みの集まり
- 子どもに対して声かけ。登下校時に犬の散歩、「あいさつの道」
- 老人会を通しボランティア募集
- 地域のボランティア募集
- 保・幼・小・中の保護者で一月一回位で情報を共有する
- サークル活動などしていない人が参加できる（しやすい）友達作りの場
- 子どもからお年寄りまで集える機会。月一度等、何か企画すれば…お手玉等、お年寄りが子ども達に教えてくれる
- 盆踊り、秋祭りなどの行事を大切に
- 世代を超えて交流できる場をつくる。人と人が出会い知り合う

■こんな福祉のまちにしたいー行政と地域との協働の取り組み

＜安全なまち、安心できるまち＞

- 高齢者や障害者が安心して外出できるような道路整備と、路上駐車等の取り締りを協力して行う
- 自転車の乗り方…講習会、あるいは冊子を配布する
- 近隣の相談員等の研修や支援に協力する

＜その他＞

- 地域団体と行政との福祉に対する懇談会の継続→定例化
- 公民で連携して情報を共有し、支援にあたる、ケース会議をもつ
- 福祉サービスのPR

＜交流のあるまち＞

- 一見わかりにくい知的障害者や精神障害者への理解を深めてもらうための施策
- 保・幼・小・中高生、高齢者、障害者の方が一緒に遊べるつどい
- 誰でも入れて活用できるスポーツ施設、又はグラウンドがあれば地域と住民とのふれあいが出来る
- 子どもの集まる場所の提供
- 子ども、高齢者ともに遊べる場所・機会づくり
- お年寄りの方がお茶を飲みながら話せるような所があれば…遠くは行けない、身近な場所で

■こんな福祉のまちにしたいー行政への要望

＜安全なまち、安心できるまち、
快適なまち＞

- 地区の道路について危ない場所が多くあるので、その点についてお願いします
- 歩道を整備。段差があると車イスでは進めません。
- 循環バスのコースに、病院や福祉施設等を組み入れる
- 公園の整備。高齢者や子どもにとって、魅力的な場所に
- 避難場所の確認（マップなど）必要
- 安全パトロール隊員の活動はどのようになっているか報告がほしい
- 安心ネットを知らない人が多いと思うので、もっと市民にアピールを
- 昼の12時、夕方5時（冬）6時（夏）、泉南市全域に放送を流してほしい（オルゴール・音楽）
- 場所によってはとても暗い所があるので、街灯をつけてほしい
- 災害時はもちろん、日常の移動がしやすいように道路の整備
- 災害時の高齢者・障害者の避難体制を早急にプランニングする

＜交流のあるまち＞

- 障害者が理解してもらえるような施策
- 人権尊重のための啓蒙活動。弱い立場の人のことを考えて
- 行政の建物を借りる時、内容によっては無料にする
- 放課後の運動場の利用をスポーツを通し活用する。教育委員会が許可する
- 各種団体の場所提供又は使用料の無料化
- 地域の行事の資金サポート

＜保健・医療・福祉の充実、情報の提供等＞

- 障害者が理解してもらえるような施策
- 医療関係のマップを作成して欲しい
- 自己申請に全てなっている制度を、何とか行政から通知がいくようにできないか？
- 福祉サービス等について、丁寧な説明（出前で）
- 地域にどれだけ一人暮らしや高齢者がいるか教えて欲しい
- 個人情報保護法の関係で身近に住む人のことがわかりにくい。資料を出してほしい

3 用語の説明

あ行

【悪質商法】

悪質商法には次のような種類があります。

訪問販売：業者が消費者の自宅に訪問して、商品やサービスを販売する商法。強引な勧誘や、長時間に及ぶ勧誘などの問題が多い。（新聞・布団類・学習教材など）

電話勧誘販売：電話による場合でも契約は成立するために、不意打ち的な勧誘や、書面に残らないことを利用して嘘の説明がなされる場合も多く、断っているのに電話を切ってくれないなどの問題のある商法。（資格講座教材・金融商品・パソコンなど）

無料商法：無料体験、無料キャンペーン、無料招待などを広告することにより客を集め、高額な商品やサービスを契約させる商法。長時間に及ぶ強引な説得がなされる等の問題がある。（エステティックサービス・化粧品類等）

内職商法：「パソコンを買えば、それを使った仕事を紹介する」などのセールストークにより何らかの契約をさせる商法。かなりの収入が得られるような嘘の説明がなされる場合も多く、パソコンや講座などの契約をさせるものが多い。（パソコン内職・チラシ配り・アクセサリー製作等）

マルチ商法：会員となった人が友人や知人などを「絶対儲かるから」と言って誘い新しい会員を増やすことにより、マージンが入るねずみ講式取引形態をした商法。商品やサービスを販売するところがねずみ講との違い。（健康食品・化粧品・電話機・ファックス等）

点検商法：「点検に来ました」と言って自宅に訪問して、「危険な状態です」「期限が切れますよ」などの嘘の説明をして商品などを売りつける商法。（浄水器・床下換気扇・布団類・屋根工事等）

キャッチセールス：路上で販売目的を隠してアンケートなどと言って近づき、喫茶店や営業所に連込み強引に商品やサービスを契約させる商法。嘘の説明や強引な勧誘などの問題が多い。（絵画・化粧品類・エステティックサービス等）

アポイントメント商法：何かに当選したと思わせて販売目的を隠して呼び出し、商品やサービスを契約させる商法。アポイントメント商法の中にはデートを重ねて相手の好意を逆手にとって商品売りつける恋人商法などがある。（宝石・会員権・化粧品類・着物等）

このほかにも住宅ローンを絡ませた家屋リフォームなどの工事商法インターネットを利用した電子詐欺、架空請求などがあり、高齢者を狙った訪問販売トラブルが急増しています。経済産業省は、消費者トラブル早期警戒システムや特定商取引法、無限連鎖講（ネズミ講）防止法の改正などで被害防止に取り組んでいます。

消費者トラブル早期警戒システムとは、平成18年8月より実施しているもので、各地の消費生活センターの相談員が、警戒が必要と感じた相談を、直接内閣府にメールで情報送付します。内閣府はこれらの情報を集約し、必要と判断すればこのシステムに登録した高齢者や家族、ホームヘルパー協議会、在宅介護支援センターなどにメールで素早く注意喚起を促すシステムです。

【NPO】

NPOは、non profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っています。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

【大阪府福祉のまちづくり条例】

平成5年4月に初めて施行され、以後3回改正され、平成15年4月1日が最新です。心のかよったまちづくりのために、府民、事業者、行政が一体となって進めていくことをうたい、不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園、駐車場（これらを「都市施設」という。）を対象（新設、既設を問わず）とし、整備の基準を定めています。都市施設の設置者と管理者は、規模にかかわらず整備基準に適合させるよう努めることになっています。整備基準に適合するように整備・改善された都市施設には「適合証」を交付しています。

か行

【介護予防】

高齢者ができる限り寝たきり等の要介護状態に陥らないようにしたり、要介護状態になった場合でも、少しでも状態を改善できるようにすることで、病気の予防とともに、転倒や失禁、低栄養あるいは軽度の認知症などを早目に対処し、老化を予防することをいいます。

【核家族】

「一組の夫婦とその子供たち」のみからなる集合体をいい、大家族、複合家族と対になる表現です。米国の人類学者であるジョージ・マードックが、人類に普遍的ですべての家族の基礎的な単位という意味で用い始めた“nuclear family”という用語の和訳です。

国勢調査で「核家族」の分類を採用したのは昭和45年からで、この定義では、「夫婦のみの世帯」「夫婦と子どもからなる世帯」「男親と子どもからなる世帯」「女親と子どもからなる世帯」を合わせた世帯をいいます。

【高齢化率】

国連は65歳以上を高齢者としていますが、高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。わが国の高齢化率は、団塊の世代（後述）が高齢者になる平成26年には25.3%となることが推計されています。わが国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に早く、他の先進諸国がおよそ90～100年で高齢社会（高齢化

率14%以上)に移行しているのに対して、わが国は30年ほどで移行しています。なお、高齢社会とは人口の高齢化が進んだ社会のことをいいますが、国連では総人口に占める高齢者人口の割合が7~14%の社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」としました。

【高齢者に対する虐待】

高齢者に対する虐待は、身体的なものばかりではなく、言葉の暴力による精神的なものから必要な世話を故意にしない放任なども含みます。平成17年11月9日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しましたが、これは高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって虐待防止が極めて重要であるということから、虐待を受けた高齢者の保護や養護者の負担の軽減への支援等の措置について定めたものです。

【子どもの人権110番】

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで生じていることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり。身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用電話相談窓口です。相談は、全国の法務局・地方法務局において、人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員（子どもの人権専門委員）が受けています。相談料は無料で秘密厳守にて対応しています。電話番号は全国共通で、「0570-070-110」となっています。

【コミュニティ】

一定の地理的範囲に居住し、共属感情をもつ人々の集合体をさします。アメリカの社会学者マッキーヴァーが、共通目的をめざす機能的な結社である「アソシエーション」との対概念として設定した社会集団の類型です。基本的には、①地域性と②共同性の2つを要件としてもつ概念で、日本語訳もどちらの要件を重視するかで、「地域社会」あるいは「共同社会」というように訳されてきました。今日的には、①政府主導のコミュニティ論、②自治体のシビル・ミニマム論、③住民主体・住民参加論など、主として3つの文脈で目標概念として論じられています。一方で、交通・通信手段の発達による生活圏域の拡大やIT革命によるインターネット上の仮想社会が、地理的範囲を示す「地域性」を無効化しつつあるという指摘や、人々の共通関心に基づく「共同性」こそ実体といった議論、自治体のサービス圏域を代表する自給サイドのゾーニング・区画の議論もあります。

【コミュニティソーシャルワーカー】

大阪府社会福祉審議会答申「これからの地域福祉のあり方とその推進方策について」（平成14年9月）の中で、コミュニティソーシャルワーカーとは、「地域において支援

を必要とする人々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有するもの」としています。

さ行

【サービスの評価システム】

問題点を改善し、福祉サービス等の質の向上を図ることができるように、サービスを評価するシステムの中で、これには次のようなものがあります。サービスの提供者である施設及び事業者が自らサービスの質の評価を行うことを自己評価といいます。また、サービス提供事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する場合を第三者評価といいます。

【児童虐待】

児童に対する虐待は、親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為をいいます。児童虐待の増加・顕在化に伴い、平成12年(2000)5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、11月に施行されました。また、同法は平成16年4月に改正され、その定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人など身近な人から受ける暴力）が行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。児童虐待に関する通告義務も「証拠がなくても虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合」に対象が拡大されるとともに、国や地方公共団体の責務が、児童虐待の予防及び早期発見から児童の自立支援まで、各段階の責務が明記されました。

【社会福祉法】

わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律であり、昭和26年に制定されました。制定当初から平成12年までは社会福祉事業法と呼ばれていましたが、この間の社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成12年6月から社会福祉法として施行されています。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人及び社会福祉協議会等社会福祉の基礎構造に関する規定が定められています。改正法の理念は、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進であり、このため福祉サービスに関する情報の提供、利用の援助及び苦情の解決に関する規定を整備し、福祉サービスの利用者の利益の保護を図るとともに、市町村地域福祉計画等の作成その他の地域福祉の推進を図るための規定を整備する改正が行われました。

【障害者自立支援法】

障害のある人に対する保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づき導入された支援費制度により、充実してきました。しかし、次のような問題点が指摘されています。

- ①身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

このような制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため、障害者自立支援法が平成17年10月31日に成立しました。障害者自立支援法のポイントは、次のようなものとなっています。

- ①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任を持って一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

また、障害のある人に対する支援は、自立支援給付と地域生活支援事業からなり、自立支援給付には介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具があります。

地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる事業となっています。

【女性に対する暴力】

暴力は基本的人権を侵害する問題であり、とくに配偶者や恋人からの暴力が圧倒的に男性からの場合が多いことから、国においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」を定めました。最初の法律は平成13年4月に公布、10月に部分施行、平成14年4月1日より完全施行されました。今まで、家庭内のこととして行政の介入が難しかったDV（ドメスティック・バイオレンス）に関し、人権擁護と男女平等の実現という観点から、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を目的として、行政の介入を積極的に可能としました。都道府県の婦人相談所等が配偶者暴力相談支援センターと位置づけられ、中心的役割を担います。センターが中心となって、警察その他の関係機関等との連携を図り、被害者の早期保護・心身の健康回復等に努めます。被害者の申し立てにより地方裁判所が保護命令を発せられることとなりました。

また、平成16年6月に改正され、12月に施行されましたが、暴力の範囲が心身に有害な影響を及ぼす言動が含まれるとともに、保護の対象を子どもと元配偶者まで拡大し、

接近禁止命令では、加害者が6か月間近づくことを禁止、退去命令の期間を2か月に延長されるなどの内容が盛り込まれました。

【人権文化】

人権文化とは、一人ひとりが「何かあったときに考える人権」から「差別をしないことが当たり前」という態度を習慣として身につけ、仕事や日常生活において実践することにより、そのことが多くの人々の中に広がっていくような社会のあり方をいいます。

【性的マイノリティ】

性的少数派のこと。同性愛者や性同一性障害者などが含まれます。国においては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を平成15年7月16日に公布、平成16年7月16日に施行されました。性同一性障害者のうち特定の条件を満たす人に対して、家庭裁判所の審判を経ることによって法令上の性別の取扱いを性自認に合致するものに変更することを認め、戸籍上の性別記載を変更できるものとしています。この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいいます。

【成年後見制度】

認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。平成11年12月の法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人に多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められ、平成12年4月に施行されています。

【セーフティネット】

困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味します。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取り組みを推進するとともに、地域においてさまざまな困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

【セクシュアル・ハラスメント】

相手方の意に反した、性的な言動を一方的に行い、それに対する反応によって就学ある

いは就業をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって生活環境を著しく悪化させることをいいます。

た行

【団塊の世代】

第2次大戦後の昭和22～24年生まれのベビーブーム世代のことをいいます。堺屋太一氏が昭和51年に発表した小説『団塊の世代』に由来しています。団塊の世代は約800万人おり、平成14～16年の出生数約340万人に比べても、人口構成上突出した世代となっています。この世代がすべて高齢者になる平成27年までは高齢者人口が急増することから、「2015年問題」と呼ぶこともあります。

【地域福祉権利擁護事業】

認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。

【地域包括支援センター】

平成17年の介護保険法の改正に伴い設置された施設で、高齢者の総合相談機能をはじめ、介護予防事業、総合的・包括的なケアマネジメント、権利擁護事業の4つの機能を担い、保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員の3つの専門職がそれぞれ役割を担います。

【地域密着型サービス】

平成17年の介護保険法の改正に伴い、住み慣れた地域で生活を送れるように、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスが創設されました。この改正により、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、従来の在宅サービスから地域密着型サービスに移行するとともに、要支援者についても介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用が可能となりました。

〈地域密着型サービスの種類〉

地域密着型サービスは、要介護1以上の人に対して介護給付を行うサービスで、次の6種類があります。

- ①小規模多機能型居宅介護・・・その人の心身の状況、置かれている環境等に応じて、その人の選択に基づき、その人の居宅において、またはサービス提供施設に通い、もしくは短期入所して、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。
- ②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・・・認知症である人について、その共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

- ③認知症対応型通所介護（デイサービス）・・・認知症の人について、デイサービスセンターにおいて入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。
- ④夜間対応型訪問介護・・・夜間において，定期的な巡回により，または通報を受け，居宅において介護福祉士等により，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うサービス。
- ⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・・・定員30人未満の特別養護老人ホームにおいて，地域密着型施設サービス計画に基づき，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練，健康管理，療養上の世話を行うサービス。
- ⑥地域密着型特定入居者生活介護・・・有料老人ホーム等であって，その入居者が要介護者，その配偶者その他厚生労働省令で定める人に限られる介護専用型特定施設(定員30人未満)において，地域密着型特定施設サービス計画に基づき，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練，療養上の世話を行うサービス。

〈地域密着型介護予防サービスの種類〉

地域密着型介護予防サービスは，要支援1及び要支援2の人に対して，予防給付を行うサービスで，次の3種類があります。

- ①介護予防小規模多機能型居宅介護・・・その人の心身の状況，置かれている環境等に応じて，その人の選択に基づき，その人の居宅において，またはサービス提供施設に通い，もしくは短期入所して，その施設において入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。
- ②介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・・・認知症である人について，その共同生活を営む住居において，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。
- ③介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）・・・認知症の人について，デイサービスセンターにおいて入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

な行

【内部障害】

身体障害のうち、心臓、じん臓、呼吸器のほか、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害のことを一般にいいます。

【ニート】

職に就いておらず、学校等の教育機関に所属せず、就労に向けた活動をしていない15～34歳の未婚の人をいいます。平成17年以降の労働経済白書では、学籍はあるが、実際は学校へ行っていない人及び既婚者で家事をしていない人が追加されました。

【認知症高齢者】

高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のこと。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。平成16年の「痴呆」の呼称変更により、「痴呆性高齢者」にかわって、「認知症高齢者」の名称になっています。

【ノーマライゼーション】

「障害等社会的に不利な状況にある人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにする」という考え方であり、方法をいいます。

は行**【徘徊高齢者】**

徘徊は、認知症の2次症状の1つで、あてもなく歩き回るため、介護者からは問題行動と捉えられます。その原因には見当識障害があるとされていますが、認知症高齢者自身には、何らかの目的があり、それが周りの人間には伝わりにくいことが、無目的な行動と捉えられる理由となっています。徘徊は、認知症高齢者が感じている不安に起因するもので、その人なりの不安の解消のための行動と捉えることができます。認知症高齢者のケアにおいては、日常生活のきめ細かな観察や関わりから、その人の不安をかき立てる要因を見つけ出し、それが解消するように働きかけることが必要であるとされています。また、徘徊時の転倒や事故などの危険性に対して、安全の確保にも注意が必要であり、警察をはじめ地域の人々による見守りが重要となります。

【パブリックコメント】

泉南市では、パブリックコメント制度を平成17年10月1日から施行しています。この制度は、市が重要な政策を策定するときに、その原案を市民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられた意見・情報を政策形成に反映していく制度です。皆さんから寄せられた意見・情報については、原案に生かせるかどうかを検討し、その結果と意見に対する市の考え方を公表します。

【バリアフリー化】

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

【ひきこもり】

厚生労働省国立精神・神経センター精神保健研究所社会復帰部によると、ひきこもりとは「さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義しています。これは、なにも特別な現象ではなく、何らかの理由で、周囲の環境に適応できにくくなった時に、ひきこもる」ということがありえるのです。このような「ひきこもり」のなかには、生物学的な要因が強く関与していて、適応に困難を感じ「ひきこもり」をはじめたという見方をすると理解しやすい状態もありますし、逆に環境の側に強いストレスがあって、「ひきこもり」という状態におちいつている、と考えた方が理解しやすい状態もあります。つまり、「ひきこもり」とは、病名ではなく、ましてや単一の疾患ではありません。また、「いじめのせい」「家族関係のせい」「病気のせい」と一つの原因で「ひきこもり」が生じるわけでもありません。生物学的要因、心理的要因、社会的要因などが、さまざまに絡み合って、「ひきこもり」という現象を生むのです。ひきこもることによって、強いストレスをさけ、仮の安定を得ている、しかし同時に、そこからの離脱も難しくなっている、「ひきこもり」は、そのような特徴のある、多様性をもったメンタルヘルス（精神的健康）に関する問題ということができるとしています。平成15年7月にはガイドラインの最終版として「10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインー精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するかー」が出されました。

また、高齢者の場合、とじこもりが問題となっています。老化に伴い心身機能の低下から閉じこもりがちになりやすく、介護予防の観点からもこのような高齢者の生きがいを高め心身機能の維持・向上を図ることが必要になっています。

【振り込め詐欺】

オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺など、銀行口座等に金を振り込ませる詐欺の総称。この犯罪には契約者が特定できないプリペイド式携帯電話が使われることが多いことから、「携帯電話不正利用防止法」が平成17年4月に成立しました。警察庁の調べでは平成18年上半期の振り込め詐欺総被害額は約117億7000万円にのぼります。

【フリーター】

定職を持たずにアルバイトで生計を立てる人のことで、フリーアルバイトのことを略していいます。

【ホームレス】

平成14年8月7日に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が公布・施行されました。自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状から、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止す

るための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決を図ることを目的としています。この法律で「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる人のことをいいます。

【ボランティアコーディネーター】

ボランティア活動を支援し、ともに社会で起こっている問題や課題を解決していくためのサポートを行う専門職のことをいいます。近年のボランティア活動に対する関心の高まりの中で、適切な調整を行ったり、ボランティア活動への関心を高めるプログラムの提供等ができるコーディネーターの必要性がいわれるようになっていきます。

ま行

【民間シェルター】

DV（ドメスティックバイオレンス）被害の女性や虐待に合った児童などが一時避難するための民間の施設のことをいいます。また、リストラにあいホームレスになった女性やタイ・フィリピン・コロンビア・ペルーなどから日本に来て、ブローカーにだまされて売春を強要されている外国人女性なども緊急避難している施設もあります。

や行

【ユニバーサルデザイン】

年齢や障害の有無などの区別なく、だれもが使えるように配慮されたデザインまたは広く社会システムのことをいいます。

ら行

【ライフステージ】

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などという呼び方やその他区分があります。

【労働力率】

15歳以上に占める労働力人口（修業者と完全失業者を合わせたもの）の割合をいいます。

わ行

【ワークショップ】

本来は作業場という意味ですが、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、協働で何かを創り出す、参加型・体験型の研修会などの形式をいいます。また、その作業そのものを意味することもあります。